

令和7年11月28日 制定（国空安政第1938号）

令和8年3月19日 改正（国空安政第2975号）

国土交通省航空局安全部
安全政策課長

登録訓練機関の登録等に関する取扱要領

1. 目的

航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第99条の2の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録訓練機関」という。）は、操縦技能証明を有する者に対し、法第71条の5第1項に規定する技能発揮訓練（以下「訓練」という。）を行うことができる。

登録訓練機関の登録に関し必要な事項は「航空法に基づく登録訓練機関に関する省令」（令和7年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）により、また、登録訓練機関の教育の内容は「登録訓練機関の教育の内容の基準等を定める告示」（令和7年国土交通省告示第1038号。以下「告示」という。）によるところ、本要領は、登録訓練機関の登録等に関する具体的な手続及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第240条第1項の規定により、地方航空局長に委任された登録訓練機関の登録等に関する事務を定める。

2. 登録訓練機関の登録申請

（1）法第99条の2の規定により、登録訓練機関の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、訓練の実施に関する事務（以下「訓練事務」という。）を実施する主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方航空局長（以下「管轄地方航空局長」という。）に対し、登録を受けようとする日の遅くとも2ヶ月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書（様式1）及び（2）に掲げる添付書類を電磁的方法（電子メール等。以下同じ。）により提出すること。

- ① 登録申請者の氏名又は名称及び住所（法人にあってはこれに加えて代表者の氏名）
- ② 登録申請者が訓練事務を実施する事務所の名称及び所在地
- ③ 登録申請者が訓練を行おうとする事務所の名称及び所在地
- ④ 登録申請者が訓練を開始する日（開始予定日）

（2）申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- ① 登録申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書（提出の日前1年以内に取得されたものに限る）

登録申請者が個人である場合は、住民票の写し（提出の日前3カ月以内に取得されたものに限る）又は個人番号カードの写し及び履歴書

なお、登録申請者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学である場合は、学則及び事務所の設置根拠が記載されている規程等

② 登録申請者の要件への適合宣誓書（様式2）

③ 役員に関する書類（法人の場合に限る。）

イ. 役員の氏名及び法第99条の3第2項各号の要件に該当しないことを示す書類（様式3）

ロ. 役員の経歴に関する書類（現在に至るまでの主な職歴を記載した経歴書で代替できるものとする。）

④ 訓練の用に供する施設、設備及び訓練で使用する教材の概要を記載した書類（様式4-1、4-2）

なお、標準教材以外の教材を使用する場合は、使用を予定している教材を提出すること。

⑤ 訓練事務を管理する登録訓練機関管理者（以下「管理者」という。）に関する書類

イ. 管理者の氏名、生年月日（満年齢）及び専任又は講師との兼任の別並びに省令第9条第2項第2号イ～ニに掲げる要件に適合することを示す書類（様式5）

ロ. 管理者の経歴を記載した書類（現在に至るまでに管理業務に従事した職歴を記載することとし、履歴書の提出で代替できるものとする。）

⑥ 講師（講師の監督下で訓練を支援する者を含む。以下同じ）に関する書類

イ. 講師の氏名、技能証明の資格、限定及び番号、生年月日（満年齢）、担当科目及び専任又は管理者との兼任の別及び法第99条の3第1項第2号ロの要件に適合することを示す書類（様式6）

ロ. 技能証明書の写し及び航空交通管制圏に係る空港等で離着陸を行った直近の実績を示す書類

ハ. 過去の経歴等による「同等以上の能力を有する者」として提出する場合は、現在に至るまでの経歴及び同等以上の能力を有することを証する書類

⑦ 管理者及び講師に対する研修に関する書類

告示第2条に規定する管理者及び講師に対する研修について、研修計画が確認できる書類（様式7）

（注）訓練事務を開始する前までに当該研修を受講し、受講後、研修実績及び研修を行った者を記載した様式7を再提出すること。

⑧ 訓練事務体制及び緊急連絡先に関する書類

訓練事務の実施に当たっての体制及び常に連絡がとれる管理者等の電話番号及び電子メールアドレスを示す書類（様式8）

（3）申請書等の提出先

申請書等の提出先は以下のとおりとする。（以降の項も同様）

管轄が東京航空局の場合：

東京航空局 保安部 運航課 (cab-tokyo.kunrenunyo@ki.mlit.go.jp)

管轄が大阪航空局の場合：

大阪航空局 保安部 運航課 (cab-osaka.kunrenunyo@ki.mlit.go.jp)

3. 登録訓練機関の登録審査

管轄地方航空局長は、登録訓練機関の登録申請があった場合、法第99条の3第1項及び第2項に規定する登録の要件等への適合性を確認するため、次に掲げる事項について審査するものとする。

(1) 登録申請者

2.(2)②及び③の書類により、登録申請者が次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認する。

- ① 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 法99条の13の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ③ 登録申請者の役員のうち、上記①及び②のいずれかに該当する者があるもの

(2) 施設及び設備

2.(2)④の書類により、次に掲げる事項を確認する。なお、必要に応じ訓練事務を行おうとする主たる事務所及び訓練を行おうとする事務所に立入り、実地確認を行う。

① 集合形式により訓練を行う場合

- イ. 受講者の数に応じた広さの講義室を有し、騒音等の周辺環境が訓練を行うのに適していること。
- ロ. 講義室の広さに応じ、マイク、スピーカー等の音響設備が配備されていること。
- ハ. 教材を大型ディスプレイ等に投影する設備が配備されていること。
- ニ. 机、椅子その他演習で必要となる設備が配備されていること。

② オンライン形式により訓練を行う場合

- イ. 受講者数に応じたインターネット環境を有していること。
- ロ. ビデオ会議ツール等を用い、映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら訓練を行えること。
- ハ. 受講者からの質問を受け、回答できる体制が整っていること。
- ニ. 訓練のなりすまし等の防止策が講じられていること。

(3) 教材（標準教材以外を使用する場合に限る。）

2. (2) ④の書類により、次に掲げる事項を確認する。なお、必要に応じ訓練事務を行おうとする主たる事務所及び訓練を行おうとする事務所に立入り、実地確認を行う。

- ① 標準教材と同等以上の内容であること。
- ② 必要履修科目に加え、登録申請者が自ら訓練科目を設定する場合、法第71条の5第2項に規定する管理技能が確実に活用かつ発揮できるようにすることを妨げないと認められる内容であること。
- ③ 模擬飛行装置等を用いて訓練を行う場合、当該装置が確保され、訓練で使用するシナリオが作成されていること。

(4) 管理者

2. (2) ⑤及び⑦の書類により、次に掲げる事項を全て満たすことを確認する。

- ① 25歳以上であること。
- ② 過去2年間に訓練事務に関し不正な行為を行った者でないこと。
- ③ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者ではないこと。
- ④ 訓練事務を適正に管理できると認められる者であること。
- ⑤ 訓練について必要な知識及び経験を有する者であること。また、訓練事務を開始する前までに省令第9条第2項第4号に規定する研修を受講する計画があること。

(5) 講師

2. (2) ⑥及び⑦の書類により、次の事項を全て満たすことを確認する。

- ① 18歳以上であること。
- ② 過去2年間に訓練事務に関し不正な行為を行った者でないこと。
- ③ 法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
- ④ 操縦技能証明を有する者であって、2. (2) ⑥に規定する書類の提出日前の3年間に、飛行機又は回転翼航空機の機長として2回以上航空交通管制圏に係る空港等からの離陸又は当該空港等への着陸を行った経験を有する者であること、又は、2. (2) ⑥ハ.に規定する書類により、これと同等以上の能力を有すると認められること。
- ⑤ 訓練事務を開始する前までに省令第9条第2項第4号に規定する研修を受講する計画があること。

4. 登録訓練機関の登録

(1) 管轄地方航空局長は、登録申請者が法第99条の3第1項に規定する登録の要件

に適合し、その他この要領に照らして差し支えないと認められる場合は、以下に掲げる事項を登録訓練機関登録簿に記載することにより登録訓練機関としての登録を行う。

① 登録番号

東京航空局の場合：T-001からの連番

大阪航空局の場合：O-001からの連番

② 登録年月日

③ 登録訓練機関の氏名又は名称及び住所（法人にあってはこれに加えて代表者の氏名）

④ 訓練事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

⑤ 訓練の開始日

⑥ 登録期間満了日

(2) 管轄地方航空局長は、以下の掲げる事項を記載した登録訓練機関登録証を登録申請者に交付する。(様式9)

① 登録年月日

② 登録番号

③ 登録訓練機関の氏名又は名称（法人にあってはこれに加えて代表者の氏名）

④ 訓練開始予定日

⑤ 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録日から3年が経過する日までとする。

(3) 国土交通大臣は、登録訓練機関の登録について官報及びインターネットの利用その他適切な方法により公示を行う。

5. 登録訓練機関の責務

登録訓練機関は、次に掲げる訓練事務を適切に実施しなければならない。

(1) 訓練

訓練時間は3時間以上とし、告示第1条に規定する教育の内容及び方法により公正に行うこと。

(2) 管理者、講師等

訓練事務を公正に運営するのに十分な管理者及び講師その他の職員を配置し、講師及び管理者に対し、告示第2条及び別表第2に規定する研修を受けさせること。

(3) 修了証明書の交付

① 訓練を修了した者に対し、以下の事項が記載された修了証明書（別添参考）を交付すること。

イ. 訓練を修了した者の氏名及び生年月日

ロ. 技能証明の番号

- ハ. 修了証明書の番号（登録訓練機関の「登録番号」－〇〇〇〇号）
- ニ. 訓練の修了日
- ホ. 有効期間（訓練修了日から2年が経過する日の前日までとする。）
- ヘ. 修了証明書の交付の年月日
- ト. 登録訓練機関の氏名又は名称（法人にあってはこれに加えて代表者の氏名）

② 省令第9条第3項の規定により、修了証明書を交付した日から2週間以内に以下に掲げる事項を電磁的方法により管轄地方航空局長に報告すること。（様式10）

- イ. 修了証明書の交付を受けた者の氏名及び生年月日
- ロ. 修了証明書の番号
- ハ. 修了証明書の交付の年月日
- ニ. 技能証明の資格、限定（等級）及び番号（操縦技能証明を有する者に限る。）

（4）修了証明書の再交付

修了証明書の紛失、汚損、氏名の変更等の理由により、修了証明書の交付を受けた者から修了証明書の再交付の申請があった場合は、修了証明書の再交付を行うこと。なお、再交付する修了証明書は、「修了証明書の交付の年月日」を「修了証明書の再発行の年月日」とし、それ以外は当初の修了証明書の記載のままとする。

（5）帳簿の記載等

法第99条の8の規定により、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えること。なお、6.（2）⑤ハ.に規定する記録簿に記録すべき事項が帳簿に記録されている場合は、帳簿を記録簿に代えてもよい。

- ① 訓練の料金の収納（料金が収納された日及び金額）
- ② 訓練の受講の申請受理日
- ③ 訓練実施日
- ④ その他の事項

また、帳簿のほか、訓練の受講申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を備え、訓練を修了した日から3年間これを保存しなければならない。

（6）財務諸表等の備付け及び閲覧等

法第99条の9の規定により、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、5年間、訓練事務を行う事務所に備え置くこと。

また、その業務時間内において、訓練を受けようとする者その他の利害関係人から閲覧等の求めがあった場合は、随時応じること。

（7）訓練事務の適切性確認

管理者は、訓練事務が適切に行われているか、少なくとも以下に示す項目につい

て定期的（少なくとも1年に1回）に確認し、その結果を電磁的に記録すること。

- ① 法、規則、省令、告示及び本要領に従って訓練事務が行われているか
- ② 訓練事務規程に従って訓練事務が行われているか
- ③ その他公正に訓練事務が行われているか

（8）不正な受講者の処分に関する報告

登録訓練機関は、受講者の不正行為が発覚した際は、遅滞なく管轄地方航空局長に報告するとともに、帳簿等に記載すること。

6. 訓練事務規程の届出

（1）訓練の実施方法、料金、修了証明書の交付の手續等に関する事項について、法第99条の7第1項に規定する訓練事務規程を定め、訓練事務を開始する日の遅くとも1ヶ月前までに、訓練事務規程届出書（様式11）とともに、電磁的方法により管轄地方航空局長に提出すること。なお、訓練事務規程の届出が受理されるまでは、訓練事務規程を開始してはならない。

（2）訓練事務規程に記載すべき事項は次に掲げる事項とする。

- ① 訓練の受講申請に関する事項
 - イ. 訓練受講申請書の様式及び申請方法
 - ロ. 訓練受講申請書には、訓練を受ける者の氏名、住所、生年月日、連絡先、受講希望日その他必要な事項のほか、訓練を受ける者が操縦技能証明を有する場合は技能証明の資格、限定及び番号も記載させること。
- ② 訓練の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
 - イ. 1名当たりの訓練料金、追加訓練に係る料金その他必要な事務手数料
 - ロ. 受講料の支払方法（現金払い、振込等）等
- ③ 訓練の日程、公示方法その他訓練の実施方法に関する事項
 - イ. 訓練の実施時期、訓練を行う事務所、訓練方法（集合／オンラインの別）及び1回当たりの定員
 - ロ. 訓練科目及びその内容並びに時間割
 - ハ. 上記事項に関する公示の方法
- ④ 訓練に必要な教材
 - イ. 訓練で使用する教材（標準教材／標準教材以外の教材の別）
 - ロ. 教材の名称及び著作者（標準教材以外の教材を使用する場合に限る。）
 - ハ. 模擬飛行装置等の型式、所有者、装置の種類、区分、航空機の型式及び認定の有無（模擬飛行装置等を用いて訓練を行う場合に限る。）
- ⑤ 訓練の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
 - イ. 修了証明書の交付方法
 - ロ. 再交付手續、交付方法及び再交付手数料

（注）再交付する修了証明書の有効期限は当初の修了証明書に記載された有

効期限とする。

ハ. 修了証明書の交付に関する記録

(注) 適正な修了証明書の交付及び再交付を証するため、訓練を修了した者の氏名、修了証明書の番号、訓練修了日、修了証明書を交付した日、訓練を担当した講師、訓練受講申請を受理した日、その他必要な事項を記載する記録簿を作成すること。ただし、5. (5)に掲げる帳簿にこれらを記載する場合は、帳簿を訓練事務規程の別添としてもよい。この場合、修了証明書の交付に関する記録簿の項には「帳簿による」等、分かりやすく記載すること。

⑥ 管理者に関する事項

イ. 管理者の氏名、生年月日（満年齢）、経歴及び専任又は講師との兼任の別

(注) 2. (2) ⑤イ及びロに掲げる書類を訓練事務規程の別添としてもよい。この場合、管理者を記載する項には、「別添「登録訓練機関管理者及び適合宣誓書」による」等、分かりやすく記載すること。

ロ. 管理者の職務

⑦ 訓練事務に関する秘密の保持に関する事項

イ. 受講者の個人情報適切に管理する者

ロ. 入手した個人情報の管理に関する手順

⑧ 訓練事務に関する公正の確保に関する事項

訓練事務の公正を確保するために遵守する内容

⑨ 受講者の不正行為に関する事項

イ. なりすましその他不正行為が発覚した際にとるべき対応

ロ. 不正等が発覚した際の管轄地方航空局長への報告

⑩ その他訓練事務に関し必要な事項

イ. 訓練事務規程の管理方法（設定又は変更、最新性の維持、届出手続き等）

ロ. 訓練事務を行う事務所の名称及び所在地

ハ. 訓練を行う事務所の名称及び所在地

ニ. 講師の氏名、技能証明の資格、限定及び番号並びに講師の担当科目

ホ. 帳簿の作成及び管理方法

ヘ. 財務諸表等の作成及び管理方法

ト. 訓練が適切に行われていることを管理者が定期的に確認する方法

チ. 訓練事務の休廃止手続き 等

7. 訓練事務規程の変更

登録訓練機関は、法第99条の7第1項の規定により、訓練事務規程又は同規程の添付書類の記載事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の遅くとも2週間前までに、訓練事務規程変更届出書（様式12）に変更後の訓練事務規程及び変更する箇所を明示した書類（新旧対照表等）を添えて、電磁的方法により管轄地方

航空局長に提出するものとする。なお、訓練事務規程に記載すべき事項のうち、教材、管理者又は講師を変更する場合は、以下に掲げる書類も併せて添付すること。

- ① 教材を変更する場合
2. (2) ④に掲げる書類
- ② 管理者を変更する場合
2. (2) ⑤、⑦及び⑧に掲げる書類
- ③ 講師を変更する場合
2. (2) ⑥、⑦及び⑧に掲げる書類

8. 登録事項の変更の届出

(1) 法第99条の4の規定により、登録事項を変更(4.(1)③から⑤に掲げる事項に限る。)する場合は、変更しようとする日の遅くとも2週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書(様式13)を電磁的方法により提出すること。

- ① 変更しようとする事項
- ② 変更内容
- ③ 変更しようとする日
- ④ 変更の理由

なお、4.(1)③に掲げる事項を変更する場合は、2.(2)①及び②に掲げる書類も提出すること。

(2) 国土交通大臣は、登録訓練機関が変更の届出を行った場合は、変更のあった事項について官報及びインターネットの利用その他適切な方法により公示を行う。

(3) 訓練を行う事務所を変更(追加及び廃止を含む。以下同じ。)する場合も、本項に準じた手続きを行うものとする。

9. 役員の選任及び解任の届出

(1) 役員の選任

登録訓練機関は、新たに役員を選任した場合は、省令第6条第1項に基づき選任した日から2週間以内に、2.(2)③及び⑧に規定する書類を電磁的方法により管轄地方航空局長に届け出ること。

(2) 役員の解任

登録訓練機関は、役員を解任した場合は、省令第6条第2項に基づき解任した日から2週間以内に、解任した役員の氏名、解任日及び解任理由を記載した登録訓練機関役員解任届(様式14)及び2.(2)⑧に規定する書類を電磁的方法により管轄地方航空局長に届け出ること。

10. 登録訓練機関の更新

(1) 法第99条の5の規定による登録の更新を受けようとする登録訓練機関は、前回

登録申請を行った管轄地方航空局長に対し、登録の更新を受けようとする日の遅くとも3ヶ月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書(様式15)及び10.(2)に掲げる添付書類を電磁的方法により提出すること。

- ① 登録訓練機関の氏名又は名称及び住所(法人にあってはこれに加えて代表者の氏名)
- ② 訓練事務を行う事務所の名称及び所在地
- ③ 登録番号

(2) 添付書類は、次のとおりとする。

なお、①、④及び⑧について、変更がない場合は省略することができる。この場合、変更がない旨を10.(1)の申請書に記載すること。

- ① 更新申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書(提出の日前1年以内に取得されたものに限る)

更新申請者が個人の場合は、住民票の写し(提出の日前3カ月以内に取得されたものに限る)又は個人番号カードの写し及び履歴書

なお、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の大学の場合は、学則及び事務所の設置根拠が記載されている規程等

- ② 登録申請者の要件への適合宣誓書(様式2)

- ③ 役員に関する書類(法人の場合に限る。)

イ. 役員の氏名及び法第99条の3第2項の規定に該当しないことを示す書類(様式3)

ロ. 役員の経歴に関する書類(現在に至るまでの主な職歴を記載した経歴書で代替できるものとする。なお、役員に変更がない場合は省略することができる。)

- ④ 訓練の用に供する施設、設備及び訓練で使用する教材の概要を記載した書類(様式4-1、4-2)

なお、標準教材以外の教材を使用する場合は、使用を予定している教材を提出すること。

- ⑤ 管理者に関する書類

イ. 管理者の氏名、生年月日(満年齢)及び専任又は講師との兼任の別並びに省令第9条第2項第2号の規定に適合することを示す書類(様式5)

ロ. 管理者の経歴を記載した書類(現在に至るまでに管理業務に従事した職歴を記載することとし、履歴書の提出で代替できるものとする。なお、管理者に変更がない場合は省略することができる。)

- ⑥ 訓練を担当する講師に関する書類

イ. 講師の氏名、技能証明の資格、限定及び番号、生年月日(満年齢)、担当科目及び専任又は管理者との兼任の別及び法第99条の3第1項第2号ロに適合することを示す書類(様式6)

ロ. 操縦技能証明書の写し及び航空交通管制圏に係る空港等で離着陸を行った

直近の実績を示す書類

ハ. 過去の経歴等による「同等以上の能力を有する者」として提出する場合は、
現在に至るまでの経歴及び同等以上の能力を有することを証する書類

⑦ 管理者及び講師に対する研修に関する書類

告示第2条に規定する管理者及び講師に対する研修について、研修計画及び実績が確認できる書類（様式7）

⑧ 要員配置及び緊急連絡先に関する書類

訓練事務の実施に当たっての要員配置図及び常に連絡がとれる管理者等の電話番号及び電子メールアドレスを示す書類（様式8）

⑨ 5.(4)に規定する帳簿

⑩ 5.(6)に規定する訓練事務の適切性確認に関する書類

(3) 管轄地方航空局長は、3. に準じて審査を行い、登録訓練機関登録簿に以下を記載することにより登録訓練機関の登録の更新を行うとともに、登録訓練機関登録証（様式16）の交付を行う。

① 更新年月日

② 登録番号

③ 登録訓練機関の氏名又は名称（法人にあってはこれに加えて代表者氏名）

④ 登録の有効期間の満了日（新たな満了日は今回の満了日から3年が経過する日とする。）

11. 訓練事務の休廃止

(1) 登録訓練機関は、法第99条の12に規定する訓練事務に関する業務の全部若しくは一部を休止又は廃止しようとする場合は、休止又は廃止しようとする日の遅くとも1ヶ月前までに、次に掲げる事項を記載した訓練事務休廃止届出書（様式17）を電磁的方法により管轄地方航空局長に届け出ること。

① 休止又は廃止しようとする訓練事務の範囲

② 休止又は廃止しようとする日

③ 休止しようとする場合にあっては、その期間

④ 休止又は廃止の理由

(2) 登録訓練機関は、訓練事務を休止又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなった場合は、遅滞なく、帳簿並びに訓練の受講申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を電磁的に記録し、管轄地方航空局長に提出すること。

(3) 国土交通大臣は、登録訓練機関の休廃止の届出があった場合は、その旨について官報及びインターネットの利用その他適切な方法により公示を行う。

12. 国による登録訓練機関に対する監督

国土交通大臣及び管轄地方航空局長（以下「国土交通大臣等」という。）は、登録訓練機関が登録を受けて以降、適切に訓練事務が運営されているか、航空法第134条第1項の規定に基づき登録訓練機関に報告を求め、また、同条第2項の規定に基づき、訓練事務を行う事務所又は訓練を行う事務所に立入検査を行うことができる。なお、立入検査において、不適切な運営を行っていることが明らかとなった場合は適合命令、改善命令、登録の取消し等について検討する。

13. 適合命令

国土交通大臣等は、登録訓練機関が法第99条の3第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認められるときは、当該機関に弁明の機会を与えたうえで、当該機関に対し速やかに同項の規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命ずる旨の適合命令書を交付することができる。

14. 改善命令

国土交通大臣等は、登録訓練機関が法第99条の6の規定に違反していると認められるときは、当該機関に弁明の機会を与えたうえで、訓練事務の改善等に関し必要な措置をとるべきことを命ずる旨の改善命令書を交付することができる。

15. 登録の取消し等

国土交通大臣等は、登録訓練機関が法第99条の13の各号のいずれかに該当するときは、弁明の機会を与えたうえで、当該機関に対し訓練事務の全部若しくは一部の停止に関する停止命令書又は登録取消に関する命令書を交付し、期間を定めて訓練事務の停止又は法第99条の2の登録又はその更新を取り消すことができる。なお、この場合、国土交通大臣は、その旨を官報及びインターネットの利用その他適切な方法により公示を行う。

16. 登録免許税の納付

法第99条の2の規定に基づき、新たに登録を受けた登録訓練機関は、管轄地方航空局保安部運航課から送付される登録免許税の納付に関する書類（様式18）に従い、登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第1第138号（6）に規定された登録免許税を納付しなければならない。なお、登録を更新した場合は、登録免許税を改めて納付する必要はない。

（1）課税額

登録1件につき90,000円

（2）納付方法及び納付完了報告

① 電子納付

銀行ATM、ネットバンキング等により納付することができる。納付後、納付手続きが完了したことを証するものを登録免許税領収証書届出書（様式19）に貼付の上、③に規定するあて先に郵送すること。

② 窓口での納付

日本銀行、同歳入代理店又は税務署の窓口において納付後（管轄が東京航空局の場合は東京国税局麹町税務署、管轄が大阪航空局の場合は大阪国税局東税務署）、登録免許税領収証書届出書（様式19）に「領収証書」を貼付の上、③に規定するあて先に郵送すること。

③ あて先：

管轄が東京航空局の場合：

〒102-0074 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 15 九段第 2 合同庁舎
東京航空局 保安部 運航課

管轄が大阪航空局の場合：

〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前 3 - 1 - 41 大手前合同庁舎
大阪航空局 保安部 運航課

(3) 納付期限

納付期限は、登録免許税法第24条（免許等の場合の納付の特例）を適用し、登録の日より1ヶ月後とし、納付完了報告を行う前に訓練事務を開始してはならない。なお、納付期限を過ぎた場合は、未納付として税務署長あてに通知する。

附 則（令和7年11月28日（国空安政第1938号）

1. この要領は令和7年12月1日から適用する。

登録訓練機関 登録申請書

年 月 日

〇〇航空局長 殿

登録申請者の氏名又は 名称及び住所（法人に あつてはこれに加えて 代表者の氏名）	
---	--

航空法第99条の3の規定に基づき、登録訓練機関として登録を受けたいので、申請する。

記

1. 登録申請者が訓練事務を実施する事務所の名称及び所在地
2. 訓練を行おうとする事務所の名称及び所在地
3. 訓練開始予定日

(様式2)

登録申請者の要件への適合宣誓書

年 月 日

〇〇航空局長 殿

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

申請者の住所

(登録申請者名)は、航空法第99条の3第2項に定める以下の各号に該当しないことを宣誓する。

- 一 この法律若しくはこの法令に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 航空法第99条の13の規定により同法第99条の2の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

登録訓練機関 役員選任届

年 月 日

〇〇航空局長 殿

登録訓練機関の氏名又は名称
代表者の氏名
登録訓練機関の住所

航空法に基づく登録訓練機関に関する省令第6条第1項の規定に基づき、以下の者を役員に選任したので届け出る。

氏名	役職	選任日

※ 役員の経歴に関する書類を添付すること。

なお、上記の者は、航空法第99条の3第2項に定める以下の各号に該当しないことを宣誓する。

- 一 この法律若しくはこの法令に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 航空法第99条の13の規定により同法第99条の2の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

訓練の用に供する施設、設備及び教材の概要書
(クラスルーム訓練の場合)

登録申請者の氏名又は名称	
訓練を行おうとする事務所の名称及び所在地	

(注) 訓練を行おうとする事務所が複数ある場合は、事務所ごと作成すること。

1. 施設（講義室）

建物の名称	
所在地	
建物の周辺環境	
講義室の状況	

(注) 1. 講義室が借用である場合は、土地建物賃貸借契約書等を添付すること。
2. 「建物の周辺環境」は、建物の周辺の騒音等、訓練を行うのに適切な環境であることを記載すること。
3. 「講義室の状況」は、講義室の総面積、訓練を受ける者の最大収容人数について記載し、講義室の写真を添付すること。

2. 設備

机・椅子・PC	有・無	
投影機器	有・無	
マイク・スピーカ等の音響	有・無	

3. 教材

使用する教材	標準教材 ・ 標準教材以外
	(教材名称及び著作者) ※ 標準教材以外を使用する場合
	(標準教材と同等以上であることの説明) ※ 標準教材以外を使用する場合
特記事項（飛行訓練装置等を用いる場合など）	

訓練の用に供する施設、設備及び教材の概要書
(オンライン訓練の場合)

登録申請者の氏名又は名称	
訓練を行おうとする事務所の名称及び所在地	

(注) 訓練を行おうとする事務所が複数ある場合は、事務所ごと作成すること。

1. 設備等

使用するオンライン会議ツール	
通信回線（光回線、5G回線等）	
同時接続可能数（※）	
訓練を受ける者が訓練受講申請者本人であることを確認する方法	
訓練中、訓練を受けている者の状態を確認する方法	

(※) 訓練を受ける者及び講師が常にカメラをオンの状態とし、かつ、オンライン会議ツールにおいて動画を画面共有した場合でも安定した通信が可能な接続数

2. 教材

使用する教材	標準教材 ・ 標準教材以外
	(教材名称及び著作者) ※ 標準教材以外を使用する場合
	(標準教材と同等以上であることの説明) ※ 標準教材以外を使用する場合
特記事項（飛行訓練装置等を用いる場合など）	

(様式5)

登録訓練機関管理者及び適合宣誓書

年 月 日

〇〇航空局長 殿

登録訓練機関の氏名又は名称

代表者の氏名

登録訓練機関の住所

航空法に基づく登録訓練機関に関する省令第9条第2項の規定に基づき、以下の者が訓練事務を管理する。

氏名	生年月日(満年齢)	専任又は講師との兼任の別
		専任 ・ 兼任
		専任 ・ 兼任
		専任 ・ 兼任
		専任 ・ 兼任

※ 登録訓練機関管理者の経歴(職歴等)に関する書類を添付すること。

なお、上記の者は、航空法に基づく登録訓練機関に関する省令第9条第2項の規定による以下の要件に適合することを宣誓する。

- 一 過去2年間に訓練事務に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
- 二 訓練事務を適正に管理できると認められる者であること。
- 三 訓練について必要な知識及び経験を有する者であること。

(様式6)

訓練を担当する講師及び適合宣誓書

年 月 日

〇〇航空局長 殿

登録訓練機関の氏名又は名称
代表者の氏名
登録訓練機関の住所

航空法第99条の3第1項第2号の規定に基づき、以下の者に講師として訓練を担当させる。

氏名	技能証明の資格、 限定及び番号	生年月日 (満年齢)	担当科目	専任又は管理者 との兼任の別
				専任・兼任
				専任・兼任
				専任・兼任
				専任・兼任
				専任・兼任

※ 操縦技能証明書の写し等、講師の要件に適合していることを示す書類を添付すること。

なお、上記の者は、航空法第99条の3第1項第2号の規定による以下の要件に適合することを宣誓する。

- 一 過去2年間に訓練の実施に関する事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。

(様式7)

登録訓練機関管理者及び講師に対する研修

登録申請者の氏名又は名称	
--------------	--

管理者氏名	研修計画	研修実績
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日

講師氏名	研修計画	研修実績	研修を行った者
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

訓練事務体制及び緊急連絡先

登録申請者の氏名又は名称	
--------------	--

1. 役員

氏名	役職	配属

2. 管理者

氏名	生年月日	配属

3. 講師

氏名	技能証明の資格、 限定及び番号	生年月日	配属

4. 緊急連絡先

氏名	電話番号	メールアドレス

登録訓練機関 登録証

号
年 月 日

殿

〇〇航空局長

〇年〇月〇日付け、〇〇〇〇〇により申請のあった登録訓練機関の登録について、航空法第99条の2の規定に基づく登録訓練機関として、下記のとおり登録する。

記

1. 登録年月日
年 月 日
2. 登録番号
△-〇〇〇
3. 登録訓練機関の氏名又は名称（法人にあってはこれに加えて代表者の氏名）
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
4. 訓練の開始日
年 月 日
5. 登録の有効期間
年 月 日 から 年 月 日 までの間

以上

(様式 10)

修了証明書の交付に係る報告書

年 月 日

〇〇航空局長 殿

登録訓練機関の氏名又は名称

代表者の氏名

登録訓練機関の住所

航空法第 99 条の 6 第 1 項の規定に基づき、 年 月 日に技能発揮訓練を行い、同条第 2 項の規定に基づき、別紙の者に対し修了証明書を交付したので報告する。

(様式 10 の別紙)

氏名	住所	生年月日	修了証明書番号	技能証明書の資格、限定(等級)及び 番号(※)	訓練修了日	修了証明書 交付日

(※) 技能証明を有している場合に限る。

(様式 11)

訓練事務規程 届出書 (新規)

年 月 日

〇〇航空局長 殿

登録訓練機関の氏名又は名称
代表者の氏名
登録訓練機関の住所

航空法第 99 条の 7 の規定に基づき、添付のとおり訓練事務規程を定めたので、届け出る。

(様式 12)

訓練事務規程 届出書 (変更)

年 月 日

〇〇航空局長 殿

登録訓練機関の氏名又は名称
代表者の氏名
登録訓練機関の住所

年 月 日付けで届け出た訓練事務規程について、以下の事項を変更するので、航空法第 99 条の 7 の規定に基づき、訓練事務規程及び関係書類を添えて届け出る。

記

1. 変更しようとする事項

2. 変更内容
添付「新旧対照表」のとおり

3. 変更年月日

4. 変更の理由

以上

(様式 13)

登録事項の変更届

年 月 日

〇〇航空局長 殿

登録訓練機関の氏名又は名称
代表者の氏名
登録訓練機関の住所

航空法第 99 条の 2 の規定に基づき登録を受けた登録訓練機関について、以下の事項を変更するので、同法第 99 条の 4 の規定に基づき、別添の資料を添えて届け出る。

記

1. 変更しようとする事項
2. 変更内容
3. 変更しようとする日
4. 変更理由

以上

(様式 14)

登録訓練機関 役員解任届

年 月 日

〇〇航空局長 殿

登録訓練機関の氏名又は名称
代表者の氏名
登録訓練機関の住所

航空法に基づく登録訓練機関に関する省令第6条第2項の規定に基づき、以下の者を役員から解任したので届け出る。

記

1. 解任した役員の氏名
2. 解任日
3. 解任した理由

以上

(様式15)

登録訓練機関 更新申請書

年 月 日

〇〇航空局長 殿

登録訓練機関の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）	
------------------------------	--

航空法第99条の5の規定に基づき、登録訓練機関の更新を受けたいので、申請する。

記

1. 訓練事務を行う事務所の名称及び所在地

2. 登録番号

登録訓練機関 登録証（更新）

年 月 日 号

殿

〇〇航空局長

〇年〇月〇日付け、〇〇〇〇〇により申請のあった登録訓練機関の登録について、航空法第99条の5の規定に基づき、登録訓練機関としての登録を更新する。

記

1. 更新年月日
年 月 日
2. 登録番号
△-〇〇〇
3. 登録訓練機関の氏名（法人であってはこれに加えて代表者の氏名）
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
4. 有効期間
年 月 日 から 年 月 日 までの間

訓練事務 休廃止届出書

年 月 日

〇〇航空局長 殿

登録訓練機関の氏名又は名称
代表者の氏名
登録訓練機関の住所

航空法第99条の12の規定に基づき、登録訓練機関の訓練事務を（休止・廃止）したいので、以下のとおり届け出る。

記

1. 休止又は廃止しようとする訓練事務の範囲
2. 休止又は廃止しようとする日
3. 休止期間（休止しようとする場合）
4. 休止又は廃止の理由

以上

登録免許税の納付について

年 月 日 号

殿

〇〇航空局保安部運航課

〇年〇月〇日付けで、貴殿を登録訓練機関として登録しましたので、登録免許税第2条に基づき、下記の登録免許税を納付し、その領収証書を「登録免許税領収証書届出書」に貼付し、提出してください。

なお、下記3の納付期限を超過した場合は、(東京又は大阪) 国税局麹町税務署長あてに通知されるとともに、追徴金が加算されます。

記

1. 登録免許税の額 90,000円
2. 納付方法 電子納付(銀行ATM、ネットバンキング)又は
窓口納付(納付先: 〇〇国税局〇〇税務署)
3. 納付期限 年 月 日
(登録の日より1ヶ月後の日付)

以上

(様式 19)

登録免許税領収証書届出書

〇〇航空局長

登録訓練機関の氏名又は名称
代表者の氏名
登録訓練機関の住所

年 月 日に、登録訓練機関に係る登録免許税を納付しましたので、領収証書等（原本）を提出します。

登録免許税	90,000円
納付期限	年 月 日

領収証書貼付欄

注) 領収証書（原本）を貼付してください。

修了証明書のサンプル

技能発揮訓練 修了証明書		△-〇〇〇-×××号
氏名		
生年月日		
技能証明の番号		
訓練修了日		
有効期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
航空法第99条の6第2号の規定により、修了証明書を交付する。		
	年 月 日	
		登録訓練機関名

注) 様式のサイズは問わないが、操縦技能証明のサイズと同等程度が望ましい。